

事務連絡
令和5年5月2日

保護者 各位

県立久米島高等学校
校長 阿波連 守
(事務連絡)

令和5年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

時下、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の5類感染症に移行することとなります。

つきましては、国や県の改正の趣旨・概要を踏まえ、本校におきましても下記のとおり考え方や対応等の変更等がございますので、周知致します。(ただし、今後の社会状況等の変化がある場合には、更なる変更等の可能性もあります。)

今後とも、本校の教育活動に御理解と御協力を宜しくお願い申し上げます。

記

1 基本的な考え方：

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する**出席停止の期間**は、「**発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで**」が基準となります。
 - ※ 「**症状が軽快**」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
 - ※ 「**発症した後五日を経過**」や「**症状が軽快した後一日を経過**」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- (2) 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでが基準となります。
- (3) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。

2 その他の留意事項：

- (1) “濃厚接触者としての出席停止”の取扱いについて
令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなりますので、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、以下の場合であっても直ちに出席停止の対象とはなりません。
 - ① 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
 - ② 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者
- (2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合
発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、お願い致します。

※ 参考【文部科学省初等中等教育局（5文科初第345号、347号）】

- ・「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」
- ・「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」